

『備前市電子地域ポイント』加盟店募集要項

1 趣旨

電子地域ポイント運用を通して、市内における経済の活性化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止並びにDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することを目的としています。

2 備前市電子地域ポイント事業の概要

名称	備前市電子地域ポイント（以下「ポイント」という）
事業内容	市が個人へ支出している補助金や給付金等を1ポイント1円として市内限定で利用できるポイントとして市民のスマホやカードに付与する
店舗種別	<ul style="list-style-type: none"> ・端末店舗：全ての市民に対応可能 決済端末で市民のスマホやカードのQRコードを読み取り決済 ・QR掲示店舗：スマホ利用者の市民のみ対応可能 市民のスマホで店頭のQRコードを読み取り決済 ※カードのお客様は利用不可 ・アプリ店舗 店舗のスマホやタブレット端末にインストールした専用アプリで、市民のスマホやカードのQRコードを読み取り決済 ※スマホやタブレット端末等をご用意いただく必要があります。
ポイント有効期間	各補助事業等で定める ※概ね各年度当初から年度末まで
予定額	R4年度：約6000万円 R5年度以降：2億円以上（予定）
加盟登録店舗	備前市内の小売店、飲食店、宿泊店等（以下「加盟店」という）
利用額の精算	月締めで市から加盟店へ直接支払う

3 加盟店の登録手続き

(1) 申し込み方法

登録を希望する事業者は、電子申請フォームにて申し込み

(2) 募集期間

募集開始 令和4年12月12日（月）～

(3) 加盟店の承認

審査により加盟店として承認し、「加盟店資料等」を配布

(4) 登録料及びシステム利用料

ア 登録料 11,000円

※令和5年度末までは市が負担

※ただし機種変更等に伴うアプリの再登録に係る費用は加盟店負担

イ 利用料 月額利用料は加盟店負担

令和5年度 330円/月

令和6年度から 880円/月（端末店舗及びアプリ店舗）

330円/月（QR掲示店舗）

4 電子ポイントの取り扱い

加盟店において商品の購入又は役務の提供を受ける対価として利用することができる。

ただし、次のことに対してはポイント利用不可。

(1) 違法、不正又は公序良俗に反する目的によるもの

(2) 有価証券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入

(3) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入

(4) その他、利用対象にふさわしくないものとして備前市が指定するもの
※事業活動に伴うもの、不動産の購入や賃貸借、税の納付、現金との換金、特定の宗教・政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの等

5 参加できない店舗

(1) 下記のいずれかに該当する者

ア 特定の宗教・政治団体及びその団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っている者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行っている者

6 ポイントの清算

(1) 清算方法

月始めに先月分をシステムにて取りまとめ、利用されたポイントと同額を指定口座に振り込み

※換金手数料や振込手数料は不要

(2) 振込日程

毎月中旬～下旬

※詳細は毎月メールで通知

7 月額利用料の支払い

新規加盟店は、来庁時に窓口にて当該年度分をまとめて支払い

既存加盟店は、年度当初に郵送する納付書にて、金融機関窓口等で当該年度分をまとめて支払い

※年度途中で加盟店を辞める場合でも月額利用料の返還はありません。

8 加盟店の取消

加盟店が本募集要項等に違反すると認められる場合は、直ちに登録を取り消すとともに、清算の拒否や店舗名の公表及び損害金の返還請求等を行うことがあります。